

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

中央区役所魅力推進課（区政企画）

- 1 日 時 令和7年2月17日（月）午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 中央区役所 7階 703・704会議室
- 4 協議等の趣旨 2024年度大阪市24区キャラバン行動要望についての協議
- 5 出席者
（団体側）
代表者 他12名

（本市）
中央区役所 8名
- 6 議 事

（1） 介護保険について（項目番号1）

- ① 大阪市の介護保険料が全国一高額になっているということで、被保険者の意見等を伺いたい。
- ② 介護保険料の控除について今後どのようになってゆくのかを伺いたい。
- ③ 中央区での介護保険料の減免の数を教えていただきたい。
- ④ 介護保険料の減免制度に関する周知は行っているのか。

【本市説明概要】

- ① なぜ保険料がこれだけ高くなったのかと、窓口や電話等の問い合わせが多かったという認識をしています。
- ② 介護保険料については、全市的な取り扱いとなっており、現時点で取り扱いが変わるといのは承知していません。
- ③ 手元に詳しい資料がないため、お答えすることができません。
令和6年度対象者（12月末時点）
災害減免1件・生活困窮減免62件・所得減少減免44件、給付制限0件

- ④ 中央区におきましては、全対象の方に勧奨文書を送付するという形で対応させていただいています。

(2) 生活保護について(項目番号5)

- ① 住宅扶助費について4つの区分に分かれると思われるが、その区分についてと数について伺いたい。
- ② 生活保護申請から2週間以内に結果を出すという決まりになっているが実態について伺いたい。
- ③ 収入が多いために、医療費にかかる部分について負担しなければならない生活保護受給者の基準を伺いたい。
- ④ 生活保護受給者の自動車の保有基準について、国からの通知等が来ているか伺いたい。また中央区で自動車を保有されておられる方の数も伺いたい。
- ⑤ 他区役所において、生活保護受給者が一定の収入を得ている場合に、平均値を出し控除額を算出しているところもあると聞くが、中央区役所としてはどのような対応をしているのか伺いたい、またそのようなケースがあるのであればその数も伺いたい。
- ⑥ 市民の方で介護認定がなされるまでの間に、暫定的に介護制度を受けることができる制度があるが、生活保護受給者に対しては暫定的な措置を受けることができずに困っている方がいる。生活保護の中でそういった方を救済する措置がないのか伺いたい。また、貸付つなぎ資金というのがあると聞くがそういった制度は利用できるのか伺いたい。
- ⑦ 医療券について、具合が悪くなり病院に掛かるために、わざわざ区役所まで医療券を取りに行って病院に掛かる人がいるが、区役所から直接病院に医療券を送付することが可能か伺いたい。
- ⑧ ケースワーカーについて、会計年度職員が増えたり、経験日数等により力量の差が出たりするかと思われるが、生活保護受給者にとって対応に差がでないような体制をとっていただきたい、その中でどのような研修等の体制をとっているのか伺いたい。
- ⑨ 国の指針ではケースワーカー一人当たり担当数は80件程度と出ているが、大阪市では一人当たりの担当件数が100件を超えている。この現状はどうにかならないのか伺いたい。
- ⑩ 扶養義務照会について、他区では事務が煩雑になって、機械的に扶養義務照会を行っているところもあると聞く。中央区役所においては絶対的扶養義務や相対的扶養義務について理解し扶養義務照会を行っているのか伺いたい。

【本市説明概要】

- ① 住宅扶助費については15平米以上で単身世帯の方については4万円が上限となり、広さに応じて上限が下がっていくものになります。居住されている面積が15平米ではない場合でも、風呂とトイレと台所が付属している場合は、8.5平米を足すという取り扱いをさせていただいています。現状においては単身世帯のほとんどが15平米以上4万円上限の住宅扶助の支給がなされている状況であると考えております。ただし正確な数は取っておりません。
- ② 法律上2週間以内に決定を出さなければならないというのが基本になっております。ただし何らかの調査等で、どうしてもやむを得ない場合は、決定が30日まで延びることもあります。申請日から何日経っているかという管理はシステム上もさせていただいており、申請されてから1週間以内の訪問に伺うところを徹底させていただいております。ただ、資産がある可能性が高い申請者などは2週間を超えてしまう場合もあります。ただ、生活困窮されて申請されている方ですので、速やかな保護の決定に務めているところです。
- ③ 仕事をされており、最低生活費以上の収入が得られるような状況になりますと、生活保護の停止を一定期間させていただくことになります。しかしながらその間も、収入の申告はさせていただいており収入申告をいただきましたら、最低生活費と医療費を合算したうえで収入と比較をさせていただき、保護の再開が必要かどうかを検討させていただいています。
- ④ 令和6年12月に厚労省から文書が発出され、障がい者の方や公共交通機関の利用が著しく難しい地域に住む方で通勤通院のため保有が認められた場合の自動車の他用途への利用について、買い物等でやむを得ない場合など一部認められることになりました。但し遊興目的で度々利用することは認められていません。また中央区内において自動車所有を認められている生活保護受給者はいません。
- ⑤ 収入認定の平均値について、安定的に就労収入がほぼ変わらない方については、収入認定を行うときに3ヶ月平均で算定を行うことが認められております。中央区役所におきまして現状では基礎控除以下の、収入充当額が発生しない程度の収入の場合3ヶ月平均を取っている世帯が多少ある程度です。
- ⑥ 生活保護の制度上、介護認定され介護度が判明しないと介護券を発行することができません。居宅での生活が困難な状況に陥っている方であれば、介護サービスが問題なく受けられるようになるまで入院をお勧めしたり、高齢者の方であれば、地域包括支援センターでの見守りとあわせて、社会福祉協議会の委託で見守り相談室という機能がございまして、案内する場合があります。また同じく社会福祉協議会で「ちょこっとボランティア」というのを扱っており、社会貢献をしたい方と、ボランティアに来て欲しい方のニーズをマッチングする取り組みをされておられます。専門的な介護や身体の介助であるとか、そういった部分は難しいところはございますが、日常生活のサポート

への部分であれば、そういったボランティアサービスも活用できる余地があるかもしれません。貸付つなぎ資金に関しては生活保護受給中の方は対象ではありません、申請をされていて、初回保護費が出るまで困窮されておられる方が対象となります。

- ⑦ ご本人からご連絡をいただければ対応させていただきます。
- ⑧ 4月の段階で新人向けの研修を行っており、また大阪市全体でも新人向けの研修は年に数回行っています。またテーマに沿った研修が毎月大阪市で企画されており、個人で受けたり査察指導員より推奨し受講していただいています。中央区役所におきましては、現在ケースワーカーには会計年度職員はいません。
- ⑨ 現在中央区役所では一人当たり約130件程度担当していますが、定期的な家庭訪問については高齢世帯に限りではありますが、3名の訪問担当員にお任せしていますので、できる限り負担が少なくなるように努めています。
- ⑩ 年に1回扶養義務照会についての研修を行っており、絶対的扶養義務者や相対的扶養義務者についても周知するよう努めています。また扶養義務照会を行う前に査察指導員や課長級でも最終確認したうえで照会するようにしております。

(3) 災害対策について（項目番号8）

- ① 近年ハザードマップが重要視されるようになってきているが、視覚障害者に対してのハザードマップはどのように対処しているのか伺いたい。
- ② 区民の中で防災意識や知識が少ない方もおられる中で、中央区役所ではこういった取り組みを行っているのか伺いたい。

【本市説明概要】

- ① 現在、対策については検討しているところです。
- ② 中央区では約9割以上がマンション居住者であるということで、マンション防災が課題となっております。令和6年度で申しますと、マンション防災についての出前講座を8回、マンション管理組合との面談等も約9回させていただきました。また、マンション防災講演会を年1回実施し、マンション住民の参加が35棟、地域振興会連長連絡会でのマンション防災の説明や挨拶等に9回参加させていただきました。さらに、マンション住民が参加した地域防災訓練が12地域、マンションの管理会社の方への働きかけが大事なことから、消防署へ依頼した管理会社・管理組合への講座や啓発、出前講座の案内のチラシの配布等も4回実施しました。

(4) 区民施策について（項目番号9）

- ① 中央区には空き家が増えていっているが、シニア世代が集えるような空き家を紹介していただくようなことはできないのか。

- ② 老人憩いの家が地域会館となり、現在の状況としては運営資金がどこも厳しい状況にある、補助金等の交付はないのか伺いたい。
- ③ 中央区役所において中央区内の空き家の状況は把握しているのか伺いたい。
- ④ 住民の近隣に対する困りごとなどが、最近町会とのつながりが希薄になりどこに訴えればいいのか分かりにくくなっているケースがある、そのような場合はどうすればよいのか伺いたい。

【本市説明概要】

- ① 中央区役所としては、空き家対策として、倒壊等の危険がある、衛生上有害である、景観を損なっている、放置することが不適切な状態であると認められるような特定空き家等の対策を行っていますが、市としても区役所としても空き家を紹介するような事業は行っていません。
- ② 補助金については、地域活動協議会に対して交付しており、地域については活動計画を策定し運営していただくこととなっています。
- ③ 中央区役所としては、中央区全体の空き家状況を把握はしておりません。基本的には各連合振興町会長に相談することになりますが、ご不明な点があれば、市民協働課にご連絡いただければと思います。また、お困りごとなどがあれば、区役所窓口でお伺いします。

(5) その他

- ① シニア世代が集えるような施設や場所を行政として提供できないか。
- ② 大阪市の健康診断を受ける方がなかなか増加しない傾向にある。
- ③ 健康診断について、民間の診療所や区役所や医師会などがあるが、そこに行くまでの交通手段に困る場合がある、そこは区役所として何かできないのか。
- ④ 無料低額診療事業について、中々市民に周知できていない実態がある、中央区役所として何か周知はできないものか。
- ⑤ マイナンバー保険証に代わる資格確認証は75歳未満の方について、マイナンバー保険証を持っていない方に限り送付されると聞いているが、中央区役所としてはマイナンバー保険証を持っている、持っていないに関わらず送付する方針であるのか伺いたい。
- ⑥ マイナンバー保険証に関連する情報の広報周知について、広報紙以外で周知を行っているのかお伺いしたい。
- ⑦ 外国籍の方へ国民健康保険について大阪市は6か国語でパンフレットを作成し、周知を図っているが、実際にどこで受診すればいいのか等の案内についてどう対策を行っているのか伺いたい。

- ⑧ 新生児の届け出がなされた段階でマイナンバー保険証に代わる資格確認証が発行されるのか伺いたい。
- ⑨ マイナポータル側のシステムと市側のシステム間で名前の登録内容に違いがある事象が発生しているが、その対策は現在なされているのか伺いたい。
- ⑩ 国民健康保険の大阪府との統一化の中での新しい減免制度の具体的な説明を伺いたい。
- ⑪ 区長について、区長と区シティマネージャー、区の教育担当次長の権限はどのように違うのか、局へ対しての指示命令系統はどのようになっているのかを伺いたい。

【本市説明概要】

- ① 公的な事業といたしまして、介護予防や社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業、また委託しております地域包括支援センターで、活動等の相談も対応できるかと考えています。
- ② 健康診断受診率向上について、全市的にまた各区としても努力しているところではあるが、中央区役所においてもホームページでやチラシ等での情報発信、また各地域での事業やイベント開催時に保健師等から声掛けやヘルスチェックなどを行っている状況です、受診率をさらに向上させるために方策を考えていきます。
- ③ 受診を希望される方が距離的に近い場所で受けていただけるよう、健康診断ができる医療機関を順次増やしていった状況です。
- ④ 中央区では、生活困窮者自立支援法に基づく相談機関として、「くらしサポート中央」が区役所 4 階で社会福祉協議会へ委託して行っており、必要に応じて無料低額診療制度を活用しております。ただ具体的に広報周知をする趣旨のものではないところから、福祉関係の相談機関等にこのような制度があるという周知をしながら、取り組んで参りたいと考えています。
- ⑤ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑥ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑦ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑧ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑨ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑩ 別途文書にて回答させていただきます。
- ⑪ 別途文書にて回答させていただきます。